

第1表 歳入歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
	1. 事業収入		1,567,284
		1. 事業収入	1,567,284
	2. 繰入金		40,498
		1. 一般会計繰入金	40,498
	3. 諸収入		66,536
		1. 雑入	66,536
	歳入	合計	1,674,318

歳出	款	項	金額
	1. 競馬事業費		1,674,318
		1. 競馬事業費	1,674,318
	歳出	合計	1,674,318

平成18年度金沢市営地方競馬事業費特別会計予算

平成18年度金沢市の市営地方競馬事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,674,318千円と定める。  
 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入 歳入 歳出 予 算

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		2,889
	1. 使用料	2,889
2. 国庫支出金		291,300
	1. 国庫補助金	291,300
3. 県支出金		10,425
	1. 県負担金	10,425
4. 財産収入		487,056
	1. 財産運用収入	4,056
	2. 財産売却収入	483,000
5. 繰入金		1,049,362
	1. 一般会計繰入金	1,049,362
6. 諸収入		640
	1. 雑収入	640
7. 清算金収入		5,800
	1. 清算金収入	5,800
8. 市債		72,100
	1. 市債	72,100
歳入	合計	1,919,572

平成18年度金沢市市街地再開発事業費特別会計予算

平成18年度金沢市の市街地再開発事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,919,572千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成18年度金沢市土地区画整理事業費特別会計予算

平成18年度金沢市の土地区画整理事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,913,854千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

歳 出 款	項	金 額
1. 市街地再開発事業費		1,919,572
	1. 市街地再開発事業費	1,919,572
歳 出	合 計	1,919,572

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
資金借換に伴う金沢市土地開発公社に対する債務負担	平成19年度から平成22年度まで	43,000千円及び支払利息、委託事務費相当額
資金借換に伴う金沢市土地開発公社に対する債務保証	平成18年度から平成22年度まで	43,000千円

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業	14,500	借入先の特通条件による。ただし、市財政その他の都合により、償還期面及び償還額面を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	4.0%以内	借入先の特通条件による。ただし、市財政その他の都合により、償還期面及び償還額面を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地域開発事業	57,600			
合 計	72,100			

第2表 地 方 債 償 還 方 法

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時地方道整備事業	千円 4,500	普通貸借 又 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政その他の都合に よるため、据置期間及び償還期間を 延長し、若しくは繰上償還又は 借換えすることができる。
合 計	4,500			

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入	款	項	金額
1. 繰 入	金		千円 1,863,543
		1. 一般会計繰入金	1,863,543
2. 諸 収 入			1
		1. 延滞金、加算金 及び過料	1
3. 清算金収入			45,810
		1. 清算金収入	45,810
4. 市 債			4,500
		1. 市 債	4,500
歳 入	合 計		1,913,854

歳 出	款	項	金額
1. 土地区画整理事業費			千円 1,913,854
		1. 土地区画整理事業費	1,913,854
歳 出	合 計		1,913,854

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
	1. 使用料及び手数料		25,398
	2. 財産収入	1. 使用料	25,398
			1,351,455
	3. 繰入金	1. 財産売払収入	1,351,455
			835,666
	4. 諸収入	1. 一般会計繰入金	835,666
			1
	5. 市債	1. 市預金利子	1
			95,000
		1. 市債	95,000
歳 入	合 計		2,307,520

歳 出	款	項	金 額
	1. 公共取得事業費		2,307,520
		1. 先行取得事業費	2,307,520
歳 出	合 計		2,307,520

平成18年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計予算

平成18年度金沢市の公共用地先行取得事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,307,520千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、

「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成18年度金沢市工業団地造成事業費特別会計予算

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金事業	95,000 千円	普通貸借 又 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政その他の都合に より、償還期間及び償還額又は 償還し、若しくは繰上償還又は 借換えすることができる。
合 計	95,000			

平成18年度金沢市の工業団地造成事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,609,882千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
工業団地造成事業費	平成19年度	290,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	126,500	普通貸借 又 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政その他の都合に よる、据置期間及び償還期間を 短縮し、若しくは繰上償還又は 借換えすることができ、
合計	126,500			

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳出	項目	金額 千円
1. 国庫支出金			9,982
	1. 国庫補助金		9,982
2. 財産収入			1,473,358
	1. 財産売払収入		1,473,358
3. 諸収入			42
	1. 雑入		42
4. 市債			126,500
	1. 市債		126,500
歳入	合計		1,609,882

歳出

歳出	項目	金額 千円
1. 工業団地造成事業費		1,609,882
	1. 工業団地造成事業費	1,609,882
歳出	合計	1,609,882

第1表 歳入 歳入 歳出 予 算

歳 入	款	項	金 額
	1. 使用料及び手数料		66,500
		1. 使 用 料	66,500
	2. 県 支 出 金		11,204
		1. 県 補 助 金	11,204
	3. 繰 入 金		384,057
		1. 一 般 会 計 繰 入 金	384,057
	4. 諸 収 入		9,598
		1. 雑 入	9,598
歳 入	合 計		471,359

歳 出	款	項	金 額
	1. 農 村 下 水 道 事 業 費		471,359
		1. 農 村 下 水 道 事 業 費	471,359
歳 出	合 計		471,359

平成18年度金沢市農村下水道事業費特別会計予算

平成18年度金沢市の農村下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ471,359千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。



第1表 歳入 歳入 歳出 予 算

歳 入	款	項	金 額
1. 財 産 收 入			千円 807,781
		1. 財 産 売 払 收 入	807,781
2. 繰 入 金			72,433
		1. 一 般 会 計 繰 入 金	72,433
3. 諸 収 入			67
		1. 雑 入	67
4. 市 債			251,900
		1. 市 債	251,900
歳 入	合 計		1,132,181

歳 出	項	金 額
1. 住 宅 団 地 建 設 事 業 費		千円 1,132,181
	1. 住 宅 団 地 建 設 事 業 費	1,132,181
歳 出	合 計	1,132,181

平成18年度金沢市住宅団地建設事業費特別会計予算

平成18年度金沢市の住宅団地建設事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,132,181千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1条 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2条 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成18年度金沢市駐車場事業費特別会計予算

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	千円 251,900	普通貸借 又 証券発行	4.0%以内	借入先の普通条件による。 ただし、市財政その他の都合に よる、償還期前及び償還期前を 短縮し、若しくは繰上償還又は 借換えすることができる。
合 計	251,900			

平成18年度金沢市の駐車場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ284,102千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予  
算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一  
時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成18年度金沢市国民健康保険費特別会計予算

平成18年度金沢市の国民健康保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)  
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,032,583千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
 (一時借入金)  
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
	1. 使用料及び手数料		254,481
		1. 使用料	254,481
	2. 繰入金		29,609
		1. 一般会計繰入金	29,609
	3. 諸収入		12
		1. 雑入	12
歳 入	合 計		284,102

歳 出	款	項	金 額
	1. 駐車場事業費		284,102
		1. 駐車場事業費	284,102
歳 出	合 計		284,102

第1表 歳入 歳出 予 算

歳 入	款	項	金 額
			千円
1. 国民健康保険料			12,295,164
		1. 国民健康保険料	12,295,164
2. 国庫支出金			10,796,921
		1. 国庫負担金	8,366,248
		2. 国庫補助金	2,430,673
3. 療養給付費等交付金			8,350,822
		1. 療養給付費等交付金	8,350,822
4. 県支出金			1,806,147
		1. 県負担金	163,563
		2. 県補助金	1,642,584
5. 共同事業交付金			633,489
		1. 共同事業交付金	633,489
6. 繰入金			3,551,463
		1. 一般会計繰入金	3,551,463
7. 諸収入			598,577
		延滞金、加算金及び過料	1,410
		2. 市預金利子	10
		3. 貸付金元利収入	13,200
		4. 雑収入	583,957
歳 入		合 計	38,032,583

歳 出

款	項	金 額
		千円
1. 総務費		219,338
	1. 総務管理費	219,338
2. 保険給付費		37,142,345
	1. 保険給付費	37,142,345
3. 保健事業費		122,723
	1. 保健事業費	122,723
4. 公債費		1,000
	1. 公債費	1,000
5. 繰上充用金		547,177
	1. 繰上充用金	547,177
歳 出	合 計	38,032,583

第1表 歳入歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
	1. 基金交付金		23,490,191
		1. 基金交付金	23,490,191
	2. 国庫支出金		12,306,316
		1. 国庫負担金	12,306,316
	3. 県支出金		3,074,150
		1. 県負担金	3,074,150
	4. 繰入金		3,138,772
		1. 一般会計繰入金	3,138,772
	5. 諸収入		53,101
		1. 市預金利子	100
		2. 雑入	53,001
歳入	合計		42,062,530

歳出	款	項	金額
	1. 総務費		62,430
		1. 総務管理費	62,430
	2. 医療諸費		41,999,600
		1. 医療諸費	41,999,600
	3. 公債費		500
		1. 公債費	500
歳出	合計		42,062,530

平成18年度金沢市老人保健費特別会計予算

平成18年度金沢市の老人保健費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,062,530千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入 歳入 歳出 予 算

歳 入	款	項	金 額
1. 繰 入	金		5,665
2. 繰 越	金	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,665
			10,211
3. 諸 収 入		1. 繰 越 金	10,211
		1. 市 預 金 利 子	1
		2. 貸 付 金 元 利 収 入	37,800
		3. 雑 入	1
4. 市 債			10,052
		1. 市 債	10,052
歳 入	合 計		63,730

歳 出	款	項	金 額
1. 民 生 費			63,630
		1. 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 費	63,630
2. 公 債 費			100
		1. 公 債 費	100
歳 出	合 計		63,730

平成18年度金沢市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

平成18年度金沢市の母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,730千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、

「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成18年度金沢市介護保険費特別会計予算

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子養育費 福祉基金	千円 10,052	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)の規定による。
合 計	10,052			

平成18年度金沢市の介護保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,697,116千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

歳 出

款	項	金額
1. 総務費		323,923
	1. 総務管理費	323,923
2. 保険給付費		23,914,380
	1. 保険給付費	23,914,380
3. 地域支援事業費		434,223
	1. 地域支援事業費	434,223
4. 公債		24,590
	1. 公債費	1,000
	2. 財政安定化基金償還金	23,590
歳出合計		24,697,116

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化貸付金	14,188	普通貸借	無利子	借入先の借入条件による。ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えることができる。
合計	14,188			

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1. 介護保険料		4,501,959
	1. 介護保険料	4,501,959
2. 国庫支出金		5,703,276
	1. 国庫負担金	4,203,807
	2. 国庫補助金	1,499,469
3. 支払基金交付金		7,438,577
	1. 支払基金交付金	7,438,577
4. 県支出金		3,649,801
	1. 県負担金	3,568,366
	2. 県補助金	81,435
5. 繰入金		3,386,994
	1. 一般会計繰入金	3,386,994
6. 諸収入		2,321
	1. 市預金利子	1
	2. 雑収入	2,320
7. 市債		14,188
	1. 市債	14,188
歳入合計		24,697,116



第2款 資本的収入	617,500千円
第1項 負担金	495,440千円
第2項 補助金	118,050千円
第3項 回収金	4,000千円
第4項 固定資産売却収入	10千円
第4項 固定資産売却収入	2,457,110千円
外に過年度分損益勘定留保資金	14,944千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	3,089,554千円
合 計	
支 出	
第2款 資本的支出	3,089,554千円
第1項 建設改良費	946,156千円
第2項 熱量変更支費	642,567千円
第3項 簡易ガス施設費	29,103千円
第4項 企業債償還金	1,460,738千円
第5項 貸付金	6,000千円
第6項 予備費	5,000千円
合 計	3,089,554千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ガス製造設備建設事業費	平成19年度	781,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

職 員 給 与 費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,593,140千円

(2) 交際費 550千円

平成18年度金沢市ガス事業特別会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度金沢市のガス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給戸数	78,700戸
(2) 年間送油量	38,900,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均送油量	106,575m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	

ガス製造設備建設	67,300千円
導管拡張	412,455千円
導管改良	280,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	7,625,662千円
第1項 製成品売上益	7,091,280千円
第2項 営業雑収益	349,108千円
第3項 簡易ガス収益	105,470千円
第4項 営業外収益	79,804千円
外に当年度予定欠損	1,129,091千円
合 計	8,754,753千円

出

第1款 事業費用	8,754,753千円
第1項 営業費用	6,621,742千円
第2項 営業雑費用	333,675千円
第3項 簡易ガス費用	111,497千円
第4項 営業外費用	1,682,839千円
第5項 予備費	5,000千円
合 計	8,754,753千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,472,054千円は過年度分損益勘定留保資金2,457,110千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額14,944千円で補てんするものとする。)

平成18年度金沢市水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度金沢市の水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	189,200戸
(2) 年間総配水量	58,300,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	159,726m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
配水管拡張	延長 15,978m      473,600千円
配水管改良	延長 12,433m      911,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	10,010,566千円
第1項 営業収益	9,596,767千円
第2項 営業外収益	413,799千円
外に当年度予定欠損	112,355千円
合 計	10,122,921千円
支 出	
第1款 事業費用	10,122,921千円
第1項 営業費用	8,842,608千円
第2項 営業外費用	1,270,313千円
第3項 予備費	10,000千円
合 計	10,122,921千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,712,988千円は過年度分損益勘定留保資金2,162,185千円、当年度分損益勘定留保資金478,285千円、減債積立金7,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額65,518千円で補てんするものとする。)

収 入	
第2款 資本的収入	1,096,236千円
第1項 企業債	668,800千円
第2項 工事負担金	380,655千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。  
ガス事業費用補助 26,517千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,400,000千円と定める。

平成18年度金沢市発電事業特別会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度金沢市の発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給目標電力量 140,030MWH

(2) 主要な建設改良事業  
発電施設改良 109,250千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 事業収益	1,183,012千円
第1項 営業収益	1,179,195千円
第2項 財務収益	810千円
第3項 事業外収益	3,007千円
合 計	1,183,012千円

収 入

第1款 事業費用	1,011,292千円
第1項 営業費用	785,092千円
第2項 財務費用	170,262千円
第3項 事業外費用	50,938千円
第4項 予備費	5,000千円
外に当年度予定利益	171,720千円
合 計	1,183,012千円

支 出

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額486,353千円は過年度分損益勘定留保資金328,205千円、減価積立金76,000千円、建設改良積立金57,320千円、繰越利益剰余金処分額20,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額4,828千円で補てんするものとする。)

収 入

第2款 資本的収入	2,025千円
第1項 工事負担金	2,025千円
外に過年度分損益勘定留保資金	328,205千円
減価積立金	76,000千円
建設改良積立金	57,320千円

第3項 国庫補助金	25,500千円
第4項 企業債元金償還補給金	21,271千円
第5項 固定資産売却収入	10千円
外に過年度分損益勘定留保資金	2,162,185千円
当年度分損益勘定留保資金	478,285千円
減価積立金	7,000千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	65,518千円
合 計	3,809,224千円

出

第2款 資本的支出	3,809,224千円
第1項 建設改良費	2,002,009千円
第2項 企業債償還金	1,805,715千円
第3項 予備費	1,500千円
合 計	3,809,224千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	金利負担の軽減を図るため。
限 度 額	668,800千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利 率	4.0%以内
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,307,102千円
(2) 交際費	450千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 上水道整備事業費補助	40,492千円
(2) 上水道事業費用補助	3,300千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

平成18年度金沢市工業用水道事業特別会計予算

(総則)  
第1条 平成18年度金沢市の工業用水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)  
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 4か所
- (2) 年間総給水量 212,493m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均給水量 579m<sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)  
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 事業収益	61,963千円	第1款 事業費用	62,983千円
第1項 営業収益	10,097千円	第1項 営業費用	52,045千円
第2項 営業外収益	51,866千円	第2項 営業外費用	10,738千円
外に当年度予定欠損	1,020千円	第3項 予備費	200千円
合計	62,983千円	合計	62,983千円

(資本的収入及び支出)  
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,535千円は過年度分損益勘定留保資金5,535千円で補てんするものとする。)

収入		支出	
第2款 資本的収入	22,142千円	第2款 資本的支出	27,677千円
第1項 他会計補助金	22,142千円	第1項 企業債償還金	27,677千円
外に過年度分損益勘定留保資金	5,535千円		
合計	27,677千円	合計	27,677千円

繰越利益剰余金処分額	20,000千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	4,828千円
合計	488,378千円
出	
第2款 資本的支出	488,378千円
第1項 建設改良費	111,207千円
第2項 事業外固定資産取得費	20,000千円
第3項 企業債償還金	356,171千円
第4項 予備費	1,000千円
合計	488,378千円

(債務負担行為)  
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
発電施設整備事業費	平成19年度	295,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 193,315千円
- (2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- 発電事業費用補助 540千円

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち20,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

- 地域振興積立金 20,000千円

平成18年度金沢市病院事業特別会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度金沢市の病院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	311床
(2) 年 間 患 者 数	
院 来	82,091人
外 来	139,580人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
院 来	225人
外 来	570人

(4) 主要な建設改良事業  
 医療機器整備事業 268,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	5,393,270千円
第1項 医 業 収 益	4,877,600千円
第2項 医 業 外 収 益	515,670千円
合 計	5,393,270千円
支 出	
第1款 病 院 事 業 費 用	5,389,574千円
第1項 医 業 費 用	5,239,493千円
第2項 医 業 外 費 用	150,081千円
外 に 当 年 度 予 定 利 益	3,696千円
合 計	5,393,270千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額115,593千円は過年度分損益勘定留保資金115,022千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額671千円で補てんするものとする。)

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職 員 給 与 費 8,746千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 工業用水道事業費用補助 51,842千円
- (2) 工業用水道建設事業償還金補助 22,142千円

平成18年度金沢市中央卸売市場事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成18年度金沢市の中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱数量

青果部	96,400 t
水産物部	72,900 t

(2) 主要な建設改良事業

市場再整備 P F I 導入可能性調査事業	8,700千円
-----------------------	---------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 事業収益	1,038,829千円
第1項 営業収益	621,921千円
第2項 営業外収益	416,908千円
合計	1,038,829千円

支出

第1款 事業費用	998,792千円
第1項 営業費用	877,615千円
第2項 営業外費用	120,677千円
第3項 予備費	500千円
外に当年度予定利益	40,037千円
合計	1,038,829千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額447,378千円は過年度分損益勘定留保資金447,378千円で補てんするものとする。)

収入

第2款 資本的収入	101,564千円
第1項 他会計補助金	101,564千円
外に過年度分損益勘定留保資金	447,378千円
合計	548,942千円

収入

第2款 資本的収入	478,062千円
第1項 企業債	263,000千円
第2項 他会計補助金	93,641千円
第3項 他会計出資金	121,421千円
外に過年度分損益勘定留保資金	115,022千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	571千円
合計	593,655千円

支出

第2款 資本的支出	593,655千円
第1項 建設改良費	268,000千円
第2項 企業債償還金	325,655千円
合計	593,655千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的	医療機器購入の資金にあてるため。
限度額	263,000千円
起債の方法	証券の発行又は普通借借の方法により、政府その他から起債する。
利率	4.0%以内
償還の方法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)  
第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与	2,489,675千円
------	-------------

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 病院事業費用補助	481,206千円
(2) 病院建設改良費補助	2,500千円
(3) 病院建設改良事業償還金補助	91,141千円

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	器械備品	磁気共鳴画像診断装置	1
	(種類)	(名称)	(数量)

平成18年度金沢市公共下水道事業特別会計予算

(総則)  
第1条 平成18年度金沢市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)  
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。  
(1) 管渠整備面積 124ha  
(2) 年度末排水面積 7,717ha  
(3) 年度末排水人口 402,540人  
(4) 年間総処理水量 69,000,000m<sup>3</sup>  
(5) 主要な建設改良事業  
管渠施設 延長 35,660m 4,913,614千円  
ポンプ場施設 987,000千円  
雨水関連施設 971,000千円  
水質管理施設 1,613,800千円

(収益的収入及び支出)  
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中建設改良債利息5,464,800千円の財源の一部にあてため、企業債635,000千円を借り入れる。

収入		支出	
第1款 事業収益	13,769,079千円	第1款 事業費用	14,576,191千円
第1項 営業収益	9,394,434千円	第1項 営業費用	8,864,389千円
第2項 営業外収益	4,374,645千円	第2項 営業外費用	5,701,802千円
外に当年度予定欠損	807,112千円	第3項 予備費	10,000千円
合計	14,576,191千円	合計	14,576,191千円

(資本的収入及び支出)  
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,917,112千円は過年度分損益勘定留保資金2,134,605千円、当年度分損益勘定留保資金2,597,481千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額185,026千円で補てんするものとする。)

支出  
第2款 資本的支出  
第1項 建設改良費 548,942千円  
第2項 企業債償還金 8,700千円  
第3項 他会計借入金返還金 290,242千円  
合計 250,000千円  
548,942千円

(一時借入金)  
第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)  
第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。  
職員給与費 172,194千円  
(他会計からの補助金)  
第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。  
(1) 事業費用補助 416,548千円  
(2) 中央卸売市場整備事業債償還金補助 101,564千円

利率 4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)  
 第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。  
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)  
 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 988,517千円  
 (2) 交際費 450千円

第2款 資本的収入	13,251,213千円
第1項 回収金	62,000千円
第2項 企業補助金	8,877,900千円
第3項 国庫助金	3,097,800千円
第4項 他会計負担金	523,540千円
第5項 受益者負担金	342,000千円
第6項 工事負担金	274,900千円
第7項 公営下水道事業債基金繰入金	73,063千円
第8項 固定資産売却収入	10千円
外に過年度分益勘定留保資金	2,134,605千円
当年度分益勘定留保資金	2,597,481千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	185,026千円
合計	18,168,325千円
支出	
第2款 資本的支出	18,168,325千円
第1項 建設改良費	8,745,650千円
第2項 企業債償還金	9,342,675千円
第3項 貸付金	75,000千円
第4項 予備費	5,000千円
合計	18,168,325千円

(債務負担行為)  
 第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水質管理施設整備事業費	平成19年度	770,000千円

(企業債)  
 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的 建設改良資金、支払利息及び企業債償還金にあてため並びに金利負担の軽減を図るため。

限度額 9,512,900千円

起債の方法 証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。



平成18年度金沢市公設花き地方卸売市場事業特別会計予算

(総則)  
 第1条 平成18年度金沢市の公設花き地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (業務の予定量)  
 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。  
 (1) 取扱数量 29,200千本  
 (収益的収入及び支出)  
 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 事業営業収益	43,423千円	入
第1項 営業収益	26,961千円	
第2項 営業外収益	16,462千円	
合 計	43,423千円	
第1款 事業営業費用	36,706千円	出
第1項 営業費用	34,199千円	
第2項 営業外費用	2,007千円	
第3項 予備費	500千円	
外に当年度予定利益	6,717千円	
合 計	43,423千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,454千円は過年度分損益勘定留保資金4,740千円、減価償立金1,500千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額214千円で補てんするものとする。)

第2款 資本的収入	1,954千円	入
第1項 他会計補助金	1,954千円	
外に過年度分損益勘定留保資金	4,740千円	
減価償積立金	1,500千円	
当年度分消費税等資本的収支調整額	214千円	
合 計	8,408千円	

支 出	8,408千円
第2款 資本的支出	4,500千円
第1項 建設改良費	3,908千円
第2項 企業債償還金	8,408千円
合 計	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 10,658千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 運営費補助 16,409千円  
 (2) 市場建設事業償還金補助 1,954千円



平成18年(2006年)4月3日 印刷  
平成18年(2006年)4月3日 発行

発行人  
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地  
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
前 川 稔  
(株) 共 栄